

## 1. 申告すれば、相続税ゼロのお客様向け30万円プラン

相続税の特例を受けて申告すれば、相続税の納税額が生じない方向けのプランです。

### 《税務代理報酬》

一律 30万円（税抜）

30万円プランは、以下の5つの条件のすべてに該当する方に限ります。

【適用できる条件】
① 小規模宅地特例や、配偶者の税額軽減特例で、相続税の納税額が生じない
② 相続人が、配偶者と直系卑属のみである
③ 相続財産が居住用不動産1件と、金融資産5,000万円以下である
④ 相続税の申告期限まで6ヶ月以上の期間がある
⑤ 遺産分割について相続人間で争いが無い

※ 相続人が4人以上である、被相続人が事業を営んでいた、金融資産の中に非上場株式がある、居住用不動産の地積が500㎡以上ある、名義財産があるという場合には、別途加算報酬が必要となります。詳しくは、無料相談にてご確認ください。

※ 相続税の税務調査が入った場合の立会報酬や、税理士法35条に基づく意見聴取の対応報酬は、別途必要となります。

## ひょうご税理士法人

### 【塚口本店】

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号  
(尼崎北警察署北側)  
TEL:06-6429-1301 FAX:06-6429-2150

### 【川西支店】

〒666-0021 川西市栄根2丁目6番37号  
川西JA総合センタービル3F  
TEL:072-767-7770 FAX:072-767-7754